

令和8年8月20日

霧島市長 中重 真一 殿

霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会

委員長

山内 正仁

ごみ減量化・資源化施策の提言について

「霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会」の委員10名は、令和8年2月の委嘱以降、本市のごみ処理の現状を精査するとともに、今後のごみ減量化・資源化を推進すべき方向性について幅広く協議を重ねてまいりました。

この度、「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」の見直しに向けた素案を整理し、本市が喫緊に取り組むべき重要課題について意見を取りまとめたので、別紙のとおり提言します。

本提言が、持続可能かつ強靱なごみ処理体制の構築の一助となり、本市のごみ減量化・資源化が飛躍的に推進されることを切に期待します。

ごみ減量化・資源化施策の提言書

1 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の見直し

現行の「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針（平成 29 年 5 月策定）」は、策定から 9 年が経過し、目標値の達成・未達成が混在する状況である。社会情勢の変化や実態との乖離を踏まえ、早急に見直しを行う必要がある。

なお、次期基本方針の素案を別添のとおり整理したため、今後の検討資料として活用されたい。

2 危険ごみ（充電式電池、小型家電、カセットボンベ・スプレー缶、ライター）の分別見直し

近年、リチウムイオン電池等の発火性電子部品を含む製品が「可燃ごみ」や「不燃ごみ」に誤って混入し、ごみ収集車や処理施設で重大な火災事故を引き起こす事例が全国的に多発している。

収集作業員の安全確保やごみ処理インフラの機能停止を防ぐための安全対策を講じることが急務となっている。

環境省が示す「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針」（令和 7 年 4 月 15 日付環循適発第 2504151 号）において、これらを他のごみと完全に区分して回収する体制の構築が強く求められていることを踏まえ、速やかに見直すよう提言する。

- ・ごみ収集所において他のごみと分けて定期回収する区分を新設するとともに、公共施設への回収ボックス増設や J B R C 等登録事業者・家電量販店との連携による店頭回収を強化すること。
- ・全国の事例を参考に、安全性の確保や市民の負担軽減、処理コスト等を考慮し、本市にとって最適な運用スキームを決定すること。
- ・早急な対応が必要なことから、令和 9 年 4 月からの本格実施を目指すこと。

3 ごみ処理手数料（指定ごみ袋の販売価格）の見直し

本市では、市民に指定ごみ袋を購入していただくことで、ごみ処理手数料を負担していただいている。

近年の物価高騰や人件費の上昇に伴い、ごみ処理に要する経費が著しく増大している

が、平成 20 年以降、指定ごみ袋の価格が据え置かれている。受益者負担の適正化の観点から、適正な経費負担を求める必要が生じている。

環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」（令和 4 年 3 月改訂）には、排出量に応じた適正な料金設定は市民の行動変容を促し、ごみの減量及び資源循環を推進するための極めて有効な手段として位置付けられている。

これらを踏まえ、将来にわたる持続可能なごみ処理体制の確保と、ごみ減量・資源化の更なる推進を図るため、以下の案を基本とした価格改定を検討されたい。

なお、下表の改定案は、これまでの人件費や物価の高騰、近隣自治体の水準及び市民負担への影響を総合的に考慮したものである。

	可燃			不燃		資源	
	大	中	小	大(中)	小	大	小
案 1	270 円	230 円	170 円	330 円	220 円	190 円	170 円
案 2	280 円	240 円	170 円	350 円	230 円	190 円	170 円
案 3	300 円	260 円	190 円	370 円	240 円	200 円	180 円
現行	210 円	180 円	130 円	260 円	170 円	170 円	150 円

※案 1：隣接市で人口規模が本市と同程度の始良市の価格を参考とした案

※案 2、案 3：案 1 をベースにこれまでの人件費や物価の高騰を考慮した案

4 不燃ごみの分別見直しと資源化の推進

現在、「不燃ごみ」として収集しているものの中には、資源化が可能な「金属類」や「陶器・ガラス類」が多く混入している。国は「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）などの法令に基づき、これらを含む廃棄物の発生抑制や資源化を推進している。

このような国の動きも踏まえ、本市においても更なる資源化を推進するため、分別区分及び回収体制の見直しを提言する。

- ・鍋やフライパンなどの「金属類」は、「不燃ごみ」から分離し資源物として回収すること。また、「陶器・ガラス類」についても資源化ルートを検討すること。
- ・全国の事例を参考に、市民の負担と処理コストのバランスを考慮し、本市にとって最適な方法を検討すること。

5 資源物の分別見直しと資源化・地球温暖化対策の推進

「プラスチック資源循環促進法」（令和 3 年法律第 60 号）の施行に伴い、全国の自治体で「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック（ハンガー、洗面器等）」を統合し

て回収する動きが加速している。

製品プラスチックの資源化は、有限な石油資源の節約や廃棄物の減量に繋がるだけでなく、温室効果ガス（CO₂）排出削減にも貢献する。

こうした背景と効果を踏まえ、本市においても資源化・地球温暖化対策を一層推進するため、回収体制の見直しを提言する。

- ・市民の分別負担を抑えるため、ごみ収集所において「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を同じ指定袋で同時に回収する仕組みについて検討すること。
- ・全国の事例を参考に、市民の負担と処理コストのバランスを考慮し、本市にとって最適な方法を検討すること。

6 粗大ごみの収集・処理体制の見直し

現在、本市の粗大ごみは、ごみ収集所において無料で収集している。一方、個人が施設に直接搬入した場合は、10 kg当たり 100 円の手数料が必要となる。受益者負担の公平性の観点から改善が必要である。また、ごみ収集所での収集回数は1～2か月に1回と、県内でも突出して収集頻度が高い状況となっている。

全国の自治体において、環境省の「一般廃棄物処理有料化の手引き」（令和4年3月改訂）が示す「排出者負担の原則」に基づき、既に多くの自治体において、次のような粗大ごみの有料化が取り組まれている。

- ・ごみ収集所での回収を行わず、市民自らが施設に搬入して処理する方法（市民が許可業者等へ委託する場合を含む）
- ・有料のシールやチケット（ごみ処理手数料）を購入後、事前予約により所定の場所（ごみ収集所や自宅など）で収集する方法（排出時は事前購入したシール等を貼付）

これらを踏まえ、ごみ総量の削減と、持続可能かつ公平な収集体制を確立するため、粗大ごみの有料化を以下のとおり提言する。

- ・排出量に応じた負担の公平性を確保する観点から、粗大ごみの排出の有料化を検討すること。
- ・身体的な理由や免許返納などで移動手段を持たない交通制約者への支援措置についても、併せて検討すること。
- ・全国の事例を参考に、市民の負担と処理コストのバランスを考慮し、本市にとって最適な方法を検討すること。